

運委参第 157 号

平成 25 年 7 月 26 日

富山地方鉄道株式会社  
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会  
委員長 後 藤 昇 弘

富山地方鉄道株式会社上滝線小杉駅～上堀駅間における列車脱線事故  
に係る勧告について

本事故は、反向する曲線につながる曲線の出口側緩和曲線において、レールの横方向への変位が事故発生の前より整備基準値を超えたままであり、またレール締結装置の締結管理がされず締結力が低下していたため、列車の走行に伴う横圧の作用により軌間が拡大し、列車の内軌側車輪が軌間内に脱線したものと考えられる。

当委員会は、本鉄道事故の調査結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

- (1) 軌道変位等については、測定を行い次第計画的に解析・評価するとともに、不適切な箇所の補修計画を立て、同箇所を速やかに是正するなど、軌道の整備・維持の管理態勢を確実に構築すること。
- (2) 貴社は、社内の「安全マネジメント委員会」を活用するなど経営管理部門が積極的に関与して、次の事項の取組計画を具体的に作成し、それらの実施状況を適切に管理すること。
  - ① 平成 20 年に発生した貴社の本線中加積駅構内列車脱線事故に対し、貴社が定めた再発防止対策の各項目
  - ② 軌道内の作業後における確認の徹底及び PC まくらぎの締結装置の締結管理、並びに上記(1)で構築した軌道の整備・維持の管理態勢